

佐野市の創業サポートがまるわかり

SANO de

創業応援ハンドブック

① 佐野市の創業支援体制 P. 01

創業支援等事業計画／特定創業支援等事業

② 創業支援メニュー P. 03

相談／資金調達／知識習得／創業補助金／店舗補助／フォローアップ

③ 創業支援お役立ち情報 P. 17

創業に必要となる許認可一覧／創業支援関連の情報サイト

佐野市／創業支援等事業計画推進ネットワーク会議

① 佐野市の創業支援体制

創業支援等事業計画

平成 26 年 1 月に産業競争力強化法が施行され、同法にて地域の創業を促進する施策として、市区町村が創業支援等事業計画を策定し創業支援等事業者と連携し創業支援に取り組む仕組みが創設されました。佐野市は創業支援等事業計画を策定し、平成 27 年 5 月 20 日に国より認定をもらいました（計画期間：平成 27 年 3 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）。計画の概要は次のとおりです。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|----------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------------|---------|----------------------------|------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| 市区町村 | 佐野市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創業支援等事業者 | 佐野商工会議所、栃木県産業振興センター、栃木県 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | <p>本計画により、関係機関を繋ぐネットワークを構築し、市、日本政策金融公庫及び商工団体（佐野商工会議所・佐野市あそ商工会）それぞれの強みを生かして、創業までのステップに応じたさまざまな相談内容や要望に効果的に対応していく。</p> <p>また、佐野商工会議所主催の創業塾、（公財）栃木県産業振興センターが開催する創業サポートアカデミー、栃木県が実施する栃木県課題解決型人材育成事業を特定創業支援等事業として位置付け、創業への結びつきを強化する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間目標数 | 創業支援者件数: 80 件 ● 創業者数: 21 件 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">支援者の年間目標値を設定しています。</div> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特徴 | <p>佐野市では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に至るまでのステップに応じて、関係機関の強みを生かした創業支援の提供を行います。</p> <p>創業までのステップに応じた支援が特徴です。</p> <p>The diagram illustrates the process from '創業前' (Pre-entrepreneurship) to '創業後' (Post-entrepreneurship). It shows a flow from 'ビジネスモデル' (Business Model) through '価格・販売方法等の検討' (Price and sales method review), '資金計画' (Funding plan), and '事業計画' (Business plan) to '各種手続き' (Various procedures).佐野市 (So-no City) is positioned at the center, with various government agencies and chambers of commerce along the path.</p> <table border="1"><caption>創業までのステップに応じた支援が特徴です。</caption><tr><td>■ターゲット市場の見つけ方</td><td>■ビジネスモデルの構築</td><td>■売れる商品・サービスの作り方</td><td>■適正な価格の設定で効果的な販売方法について</td><td>■資金調達・資金相談</td><td>■事業計画書の作成</td><td>■許認可手続き</td><td>■コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性</td></tr><tr><td>佐野商工会議所、佐野市あそ商工会</td><td>佐野市、日本政策金融公庫、佐野市あそ商工会</td><td>佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会</td><td>佐野市、日本政策金融公庫、市内金融機関、市内金融機関、佐野市あそ商工会</td><td>日本政策金融公庫、市内金融機関、市内金融機関、佐野市あそ商工会</td><td>佐野市、行政書士会佐野支部、佐野市あそ商工会</td><td>佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会</td><td>佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会</td></tr></table> | ■ターゲット市場の見つけ方 | ■ビジネスモデルの構築 | ■売れる商品・サービスの作り方 | ■適正な価格の設定で効果的な販売方法について | ■資金調達・資金相談 | ■事業計画書の作成 | ■許認可手続き | ■コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 | 佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | 佐野市、日本政策金融公庫、佐野市あそ商工会 | 佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | 佐野市、日本政策金融公庫、市内金融機関、市内金融機関、佐野市あそ商工会 | 日本政策金融公庫、市内金融機関、市内金融機関、佐野市あそ商工会 | 佐野市、行政書士会佐野支部、佐野市あそ商工会 | 佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | 佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 |
| ■ターゲット市場の見つけ方 | ■ビジネスモデルの構築 | ■売れる商品・サービスの作り方 | ■適正な価格の設定で効果的な販売方法について | ■資金調達・資金相談 | ■事業計画書の作成 | ■許認可手続き | ■コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 | | | | | | | | | | |
| 佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | 佐野市、日本政策金融公庫、佐野市あそ商工会 | 佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | 佐野市、日本政策金融公庫、市内金融機関、市内金融機関、佐野市あそ商工会 | 日本政策金融公庫、市内金融機関、市内金融機関、佐野市あそ商工会 | 佐野市、行政書士会佐野支部、佐野市あそ商工会 | 佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | 佐野市、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会 | | | | | | | | | | |
| ※下線は特定創業支援等事業 | <p>日本政策金融公庫佐野支店</p> <ul style="list-style-type: none">・経営なんでも合同相談会の開催・創業系融資 <p>栃木県行政書士佐野支部</p> <p>佐野商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none">・実践創業塾(2-1)・創業相談 <p>佐野市</p> <ul style="list-style-type: none">・ワンストップ相談窓口の設置(1-1)・チャレンジフロア(1-2)・空き店舗活用(1-3)・市制度融資(中小企業創業資金)の斡旋・信用保証料の補助・起業家支援事業・特定創業者フォローアップ補助金 <p>創業希望者、創業者</p> <p>様々な機関と連携して創業を目指す方、創業間もない方をサポートします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定創業支援等事業に位置付けられた支援を受けるとさまざまな特典があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

特定創業支援等事業

特定創業支援等事業は創業支援等事業計画に定められた継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識すべてが習得できるものをいいます。

本市の創業支援等事業計画では後述の創業塾（P.8）、創業サポートアカデミー〈基礎編〉・創業サポートアカデミー〈実践編〉（P.9）、栃木県課題解決型人材育成事業（P.11）が該当となります。

本事業による支援を修了し、創業にあたり証明書の発行を受けることで次のような特典が受けられます。

▼会社設立時の登録免許税の減免

創業しようとする方または創業後5年末満の個人の方が会社を設立する場合に、登録免許税の軽減を受けられます。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

▼信用保証協会の創業関連保証の拡充

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。また、通常事業開始2か月前からの利用が6か月前から前倒しで利用ができます。

▼日本政策金融公庫・新創業融資制度の自己資金要件の充足

新創業融資制度の利用にあたり、通常10分の1の自己資金要件が必要となりますが、自己資金要件を充足したものとして同制度を利用できます。

▼佐野市独自の支援制度

市制度融資（中小企業開業資金）（P.7）の利率引き下げや特定創業者フォローアップ補助金（P.16）をご利用できます。

② 創業支援メニュー

創業支援等事業計画に位置付けられている創業支援メニューを紹介します。
ご自身に合った支援メニューをご確認ください。

ワンストップ相談窓口

相 談

市役所内に創業のワンストップ相談窓口を設置しています。日本政策金融公庫佐野支店、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会等の関係機関と連携して、創業しようとする方の相談内容に応じたサポート情報を提供します。創業のはじめの一歩としてぜひご利用ください。

▼こうしたお悩みも解決

- ・創業の準備をしたいが何から手を付けていいかわからない。
- ・創業にあたってのいろいろな支援制度を知りたい。
- ・店舗を構える場所を探している。
- ・創業に必要な資金の相談をしたい。



【問い合わせ先】

佐野市 産業政策課産業政策係 ☎0283-20-3040

《《 担当者の声 》》

創業するにあたって初めての一步を踏み出すことはとても決断力がいるもので、どこにどんな相談に行けばいいのか迷うものです。創業を思い立ったらまずはこちらのワンストップ窓口をご活用ください。



事業をもっと強く！地域をもっと元気に！

佐野商工会議所・佐野市あそ商工会では、創業を目指している方、創業して間もない方、そして創業後も事業を継続していく方の経営をサポートし、地域事業者の経営全般を支援しています。

**【支援内容】**

経営のこと、誰かに相談したい…。

▼経営支援

商工会議所・商工会は事業者とともに歩む地域のビジネスパートナーです。相談は原則無料。一度ざっくばらんにお話ししてみませんか！？

創業したのはいいけれど、税や経理、保険手続きってすごく面倒…。

▼税務・経理・社会保険・労働保険

「創業したけれど…何か届出が必要なの？」「青色申告制度って何？」など、帳簿のつけ方から決算・申告の仕方まで丁寧にサポートいたします。

資金が心配。融資のことは相談できるの？

▼金融相談・斡旋

金融や信用保証に関する相談や斡旋を行っています。特に商工会議所・商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保、無保証、低利で融資する「マル経融資制度」は経営改善を図ろうとする多くの事業所の方が利用しています。

創業してからのもしものときの備えは？

▼商工会議所と商工会の共済・保険制度

企業や事業所は業務中の偶発的なケガや交通事故、天災、PL事故、個人情報流出などさまざまなリスクを抱えることになります。

商工会議所・商工会では、企業経営に損失をもたらすリスクに備え、万が一の際に補償を提供する「共済」や「保険」を取り扱っています。

- | | |
|---------------------|--------------|
| • 製造物責任事故、工場保険等 | → ビジネス総合保険 |
| • 事業の廃業、役員を退職した時の保障 | → 小規模企業共済 |
| • 従業員の退職金の支払い | → 中小企業退職金共済 |
| • 連鎖倒産から中小企業を守る制度 | → 中小企業倒産防止共済 |

【問い合わせ先】

佐野商工会議所
佐野市大和町 2687-1
☎0283-22-5511

佐野市あそ商工会
本所 佐野市栃本町 2237-1
☎0283-62-3655

支所 佐野市葛生西 1-10-36
☎0283-85-2539



<https://www.sanocci.or.jp/>

<http://www.aso-shokokai.net/>



《《 担当者の声 》》

佐野商工会議所

創業・起業を志す方を力強くサポートします。「創業・起業するための手続きがわからない」「創業時に使える公的資金や補助金・助成金制度を知りたい」など、さまざまな課題をご相談いただけます。

佐野市あそ商工会

「商工会は行きます！聞きます！提案します！」を合言葉に、これからも地域の事業者の皆様が安心して事業経営できるようにお手伝いさせていただきます。

商工会議所と商工会は組織設立の根拠法令は違いますが、どちらも地区内の商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資することを目的に設立された地域の経済団体です。
ぜひ創業のこと、経営全般のこと、気軽にご相談ください。



日本公庫は、国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業で構成される100%政府出資の政策金融機関です。全国に152支店あり、栃木県内には佐野支店と宇都宮支店があります。

【創業支援】

国民生活事業は、営業実績が乏しいなどの理由により、資金調達が困難な場合が少くない創業をお考えの方や創業後間もない方に対して積極的に融資を行い、支援しています。また、女性の日常生活のなかで感じた小さな「気づき」をもとにした創業、若者ならではの斬新なアイデアを活かした創業、シニアならではの長年の経験を活かした創業など、経済社会が多様化するなかで、創業の裾野が広がっており、このような女性・若者・シニア起業家の皆さんについても積極的に融資を行っています。

【融資制度の紹介】

新たに事業を始める方・事業開始後おおむね7年以内の方を対象に「新規開業資金」をお取り扱いしております。女性の方、35歳未満または55歳以上の方および創業塾や創業セミナーなど（産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等）を受けて新たに事業を始める方には特別利率が適用になります（原則として土地にかかる資金を除きます）。

制度の概要は事業資金相談ダイヤル（☎0120-154-505）までお問い合わせくださいか、もししくはホームページ（<https://www.jfc.go.jp/>）をご覧ください。

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫 佐野支店 国民生活事業
佐野市高砂町 2806-1
☎0570-015099



《《 担当者の声 》》

日本公庫では、各支店に「創業サポートデスク」を設置しており、専任の担当者が創業計画書の作成についてのアドバイスや創業に関するさまざまな情報提供を行っています。ぜひお気軽にご相談ください。

佐野市、栃木県信用保証協会、市内金融機関が協調して制度融資を実施しており、事業に必要な資金を低利で融資しています。

【対象者】

- ・佐野市内で創業しようとして、かつ申込日において佐野市に住んでいる方
 - ・申込日において引き続き1年以上佐野市内で営んでいる同一事業を全面的に業種転換し、新たに創業する方
- ※その他にも利用にあたり一定の要件があります。

【資金使途】

創業または業種転換に必要な運転資金または設備資金

【融資限度額】

500万円

【融資期間及び利率】

3年以内／1.3% 5年以内／1.5%

※据置期間 6月以内

【その他】

- ・栃木県信用保証協会の保証が付きます。
- ・信用保証料の2／3の額を佐野市が補助します。
- ・特定創業支援等事業の支援を受け、佐野市より証明書を交付された方は利率を0.1%引き下げます。

【問い合わせ先】

佐野市 産業政策課産業政策係

☎0283-20-3040

《《 担当者の声 》》

平成30年4月より「中小企業創業資金」と名称を改め、融資利率の引き下げや居住条件の緩和を行い、より利用しやすい制度としました。ご利用を検討される方はぜひお問い合わせください。

事業活動の基礎となる理念体系の構築から、経営戦略、マーケティング、財務会計、人事、法務等の経営に必要な知識を学び、最終的に実際に創業するための事業計画を作成します。また、創業補助金・制度融資の活用までを総合的にサポートします。

【対象者】

創業に関心のある方、創業を目指している方、
創業後間もない（概ね5年以内）の方など



【講義内容】

「経営理念・事業計画の基礎」「環境分析・
マーケティング」「販促計画」「財務会計」「人
事・労務」「資金計画」「事業計画の作成」「創業支援制度」など

【受講日程等】

令和5年度実績

日 時：9月6日～10月25日までの計8回 各日とも午後7時～午後9時
定 員：30名
受講料：10,000円（教材費込）
会 場：佐野商工会議所

【その他】

創業支援等事業計画の特定創業支援等事業に該当します。（P.2）

【問い合わせ先】

佐野商工会議所

☎0283-22-5511

《《 担当者の声 》》

中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家や金融機関の担
当者を講師に迎え、創業を目指している仲間と楽しく創業のイロハが学
べます。受講後も受講生間のネットワークができると心強いですね。

① 創業サポートアカデミー（基礎編）

創業の心構え、事業プランの立て方、マーケティングなど実践的な内容を先輩創業者や中小企業診断士、税理士等がわかりやすく講義します。また、参加者同士の交流会を併せて実施します。

【対象者】

栃木県内で創業を希望する方、創業して間もない方

【内 容】

- ・先輩起業家による講話、交流会
- ・創業の手続き、労務管理、マーケティング、資金計画
- ・販売戦略、税務・会計の基礎知識
- ・事業計画書の作成、事業計画の発表会 など

【受講日程等】

令和5年度実績

日 時：A日程 6月24日～7月22日までの計5回
各日とも土曜日の午後1時～午後5時
B日程 11月17日～12月15日までの計5回
各日とも金曜日の午後1時～午後5時

定 員：各40名

受講料：無料

方 法：対面講義と非対面講義のハイブリッド開催



② 創業サポートアカデミー（実践編）

中小企業者診断士とのマンツーマンで事業計画を磨き上げ、創業の成功率を高めます。金融機関や関係者からの理解と協力を得られるよう、経営ビジョンや販売戦略を明確にした事業計画書を作成します。

【対象者】

以下のいずれかに該当する創業希望者、または創業後5年末満の既創業者

- ・5年以内に創業塾を修了、もしくはセミナー開始日までに修了見込みで具体的な事業計画書を有する者
- ・創業塾修了者と同程度の知識かつ具体的な事業計画書を有する者

【内 容】

- ・講義「事業計画作成のポイント」
- ・事業計画書のブラッシュアップ、中小企業診断士による個別指導
- ・事業計画書プレゼンテーション

【受講日程等】

令和5年度実績

日 時：1月12日～2月9日までの計5回

各日とも金曜日の午後1時～午後5時

定 員：10名

受講料：5,000円

会 場：とちぎ産業交流センター

（宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内）

【その他】

①、②ともに創業支援等事業計画の特定創業支援等事業に該当します。（P.2）

【問い合わせ先】

（公財）栃木県産業振興センター 経営支援部総合相談グループ

宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

☎028-670-2607

《《 担当者の声 》》

栃木県内で創業を希望される方、創業して間もない方を対象に、2種類の創業塾（基礎編・実践編）を開催しています。また、創業希望者同士のネットワーク構築のために、交流会等も実施していますので、ぜひご参加ください。



スタートアップ企業や社会課題解決等の新たなビジネス創出に挑戦したい者に対し、ビジネスアイデアの事業化を支援するプログラムを実施します。

【対象者】

県内でスタートアップ企業等の創業を目指す個人、または県内スタートアップ企業等を運営する創業後間もない個人又は法人の代表者。

【内 容】

スタートアップ企業等の創業に必要となるビジョン構築・マインドセット、ビジネスアイデアの構築等に係る講義やワークショップ等の開催に加え、ビジネスプランの発表機会を提供します。

【日程等】

〈令和5年度実績〉

●日程

- ・事前説明会：6月下旬
 - ・参加者募集：6月下旬～8月末
 - ・プログラム期間：9月～3月
- 定員 最大 30 名程度
- 受講料 無料

※プログラムの詳細は、県経営支援課 HP よりご確認ください。

【問い合わせ先】

栃木県 産業労働観光部 経営支援課 商業活性化担当

宇都宮市塙田1-1-20

☎028-623-3177



《《 担当者の声 》》

スタートアップ企業と呼ばれる、これまでになかった製品やサービスを提供する企業の創業希望者や、社会課題解決をビジネスで実現したい方を応援するための支援プログラムです。

実現したい事業の創造・成長に向け、一步踏み出したい方は、ぜひご参加ください。

栃木県「地域課題解決型創業支援補助金」

創業補助金

公募日以降、県内で地域課題の解決を目的として、新たに創業する者等に対する、創業に要する経費に対する補助金。

【対象者】

- ・公募日以降、県内で地域課題の解決を目的として、新たに創業する者
- ・公募日以降、県内で地域課題の解決を目的として、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業をする者

※詳細は、本補助金の事務局までお問い合わせください。

【内 容】

- ・補助上限額：200万円
- ・補助率：1/2
- ・公募時期：(1 次募集：4月上旬～5月上旬) (2 次募集：6月上旬～7月上旬)
※公募時期は目安です。なお、募集状況によっては、2次募集は行いません。

【問い合わせ先（事務局）】

(公財) 栃木県産業振興センター 経営支援部総合相談グループ
宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
☎028-670-2607



《《 担当者の声 》》

県において実施する創業者等への補助金です。申請資料の準備に係る相談も、公募時期に限らず隨時対応しておりますので、創業を予定されている方は、ぜひお気軽にお問い合わせください。

空き店舗等の活用

店舗補助

空き店舗等を活用して開業し、まちなかのにぎわい創出に寄与してくださる方へ、家賃、店舗改装費の補助を行う制度です。

【対象者】

商業団体、個人出店者、中小企業者、まちづくり会社、特定非営利活動法人、市民活動団体、その他市長がまちなかの活性化に寄与すると認める団体

【対象経費】

| | | |
|-----|-------------------------|------------|
| 家 賃 | 月額の2分の1に相当する額 | 1月当たり3万円まで |
| 改装費 | 補助対象経費の額の三分の2に 相当する額 | 50万円まで |

※家賃補助の対象期間は、開業した日の属する月から起算して24月まで。

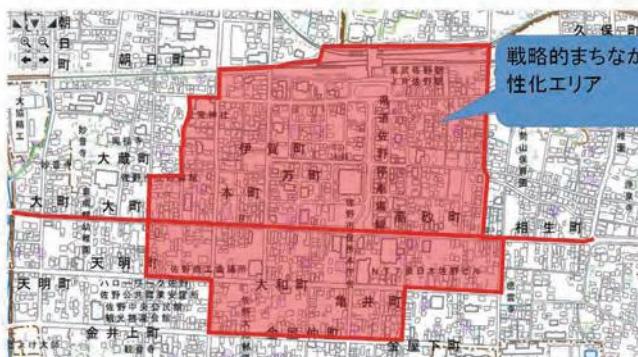
【補助条件】

- ・空き店舗等（空家を含む）を活用し、小売業、飲食業（飲酒業を除く）、サービス業（風俗業及び遊戯業を除く）またはコワーキングスペースを2年以上自ら営むこと。
- ・活用する空き店舗等が地上1階にあること。
- ・佐野市税に滞納がないこと。
- ・佐野商工会議所または佐野市あそ商工会の経営指導を受けること。
- ・補助対象区域内での移転ではないこと。
- ・この補助金の交付を別の店舗において受けたことがあるものにおいては、前回の交付を受けた店舗の開店日より3年が経過していること。

【対象区域】

| 地区の区分 | 詳 細 |
|-------|--|
| 佐野地区 | 第2次佐野市中心市街地活性化基本計画で定める戦略的まちなか活性化工リア内及び外周に接する地域 主要地方道桐生岩舟線（大橋から相生町交差点までに限る）の沿線地域 |
| 田沼地区 | 一般県道田沼唐沢山公園線（佐野69号踏切から田沼上町交差点まで）の沿線地域、市道2級202号線（一瓶塚稲荷神社前交差点から田沼下町歩道橋の交差点まで）の沿線地域 |
| 葛生地区 | 一般県道葛生停車場線（本町公民館から嘉多山公園南交差点まで）の沿線地域 |

▼佐野地区



▼田沼地区



▼葛生地区



【問い合わせ先】

佐野市 産業政策課まちなか活性化係

☎0283-20-3040

《《 担当者の声 》》

開業するにあたり、資金調達がひとつのハードルになると思います。

本制度では、まちなかの有体不動産（空き店舗等）で開業し、にぎわい創出に寄与してくださる方の改装費、家賃の補助をしています。

ぜひお気軽にご相談ください。

チャレンジショップ

店舗補助

まちなか活性化ビル「佐野未来館」3階フロアは、新規事業者が本格的に創業する前にチャレンジショップとして利用できるスペースとなっています。

【対象者】

- ・事業を営んでいない個人の方で、これから市内で新たに事業を開始しようとする方
- ・事業を営んでいる個人または会社で、その事業の全部または一部を継続しつつ、これから市内で他の事業を開始しようとする方 など

【業種】

物品販売業、飲食店業（酒類の提供を主たる目的とするものを除く）、その他、集客を見込めるサービス業

【ショップ詳細】

チャレンジショップA



▼飲食店専用

厨房設備、カウンター、机、椅子、飾り棚等の備品あり

チャレンジショップB



▼物品販売専用

机、椅子、飾り棚等の備品あり、横引き伸縮シースルードア付き（施錠可能）

チャレンジショップC



▼物品販売専用

カウンター、机、椅子、飾り棚等の備品あり。横引き伸縮シースルードア付き

【期間】原則6か月以内（3か月の延長可）

【時間】午前9時～午後5時

【施設利用料】無料

【問い合わせ先】佐野市 産業政策課産業政策係 ☎0283-20-3040

《《 担当者の声 》》

ターゲットの絞り込み、商品の価格設定、接客方法など、自分のお店を持つには実際に試してみないとわからないことがあります。飲食、物販で創業を考えている方は気軽にご相談ください。施設利用料及び光熱水費が無料というのも魅力です。

特定創業者フォローアップ補助金

フォローアップ

特定創業支援等事業（P.2）による支援を受け、その後一定期間内に佐野市内にて創業した方に対し、創業にかかる経費の一部を助成します。

【対象者】

- ・創業日が特定創業支援を受けたことを証する証明書に記載された特定創業支援の終了の日から1年以内である方 など

【対象条件】

- ・創業するにあたり必要な行政機関の許認可等を受けていること。
- ・自らが恒常に創業にかかる事業に供するための事業所等を有すること。
- ・市税に滞納がないこと など



【対象経費】

| | | |
|--------|--------------------------------|---------------------------------|
| 経営相談費等 | 経営相談、税務相談、法律相談等 | 対象経費の1/2 ※1回につき25,000円、5回を限度 |
| 広告宣伝費等 | パンフレットの作成及び配布、広告の掲載、ホームページの作成等 | 対象経費の2/3 ※200,000円を限度 |

【問い合わせ先】 佐野市 産業政策課産業政策係 ☎0283-20-3040

《 担当者の声 》

本市の創業支援は創業後もフォローアップ補助金やワンストップ窓口等を通じてバックアップします。

③ 創業支援お役立ち情報

創業に必要となる許認可一覧

業種によっては行政機関の許認可等が必要となります。主な許認可等は次のとおりとなります。

| 業種 | 許可等 | 根拠法令 |
|----------------------------------|-----|---------------------------------|
| 食料品製造業 | 許可 | 食品衛生法 |
| 食料品販売業 | | 建設業法 |
| 飲食店・喫茶店 | | 道路運送法 |
| 一般旅客自動車運送事業 | | |
| 特定旅客自動車運送業 | 登録 | |
| 自家用有償旅客運送事業 | | 貨物自動車運送事業法 |
| 一般貨物自動車運送事業 | | 旅館業法 |
| 特定貨物自動車運送事業 | | 古物営業法 |
| 旅館業 | 許可 | |
| 古物営業 | | |
| 薬局 | | |
| 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品製造販売業 | | |
| 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品製造業 | 登録 | |
| 医療機器、体外診断用医薬品製造販売業 | | |
| 医療機器、体外診断用医薬品製造業 | | |
| 再生医療等製品製造販売業 | | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 |
| 再生医療等製品製造業 | 許可 | |
| 再生医療等製品販売業 | | |
| 医薬品販売業 | | |
| 高度管理医療機器、特定保守管理医療機器販売業 | | |
| 高度管理医療機器、特定保守管理医療機器賃貸業 | | |
| 医療機器修理業 | | |

| 業種 | 許可等 | 根拠法令 |
|--------------|-----|-----------------------------------|
| 一般廃棄物処理業 | 許可 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 産業廃棄物処理業 | | 職業安定法 |
| 特別管理産業廃棄物処理業 | | 医療法 |
| 有料職業紹介事業 | | |
| 病院、診療所、助産所 | | |
| 宅地建物取引業 | 免許 | 宅地建物取引業法 |
| 酒類製造業 | | |
| 酒母、もろみ製造業 | | 酒税法 |
| 酒類販売業 | | |
| 第1種高圧ガス製造業 | 許可 | 高圧ガス保安法 |
| 液化石油ガス販売業 | 登録 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 |
| 労働者派遣事業 | | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 |
| 家畜商 | 免許 | 家畜商法 |
| 浄化槽清掃業 | 許可 | 浄化槽法 |
| 興行場 | | 興行場法 |
| 浴場業 | | 公衆浴場法 |
| 測量業 | 登録 | 測量法 |
| 砂利採取業 | | 砂利採取法 |
| 碎石業 | | 採石法 |
| 建築土事務所 | | 建築士法 |
| 電気工事業 | | 電気工事業の業務の適正化に関する法律 |
| 自動車分解整備事業 | 認証 | 道路運送車両法 |
| 揮発油販売業 | 登録 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律 |
| 揮発油特定加工業 | | |
| 軽油特定加工業 | | |

創業支援関連の情報サイト

創業支援にかかる情報サイトをまとめましたのでご活用ください。

▼中小企業庁 経営サポート 「創業・ベンチャー支援」

創業を考えている方に資金調達や情報提供等を通して支援する中小企業庁のホームページです。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/>



▼独立法人中小企業基盤整備機構 「起業家の方へ」

新たな一歩を踏み出そうとしている経営者をハードとソフトの両面からサポートする中小機構のホームページです。

<http://www.smrj.go.jp/venture>



▼栃木県「栃木県の創業支援を紹介します」

栃木県が行う創業支援施策を紹介する栃木県のホームページです。
県以外の支援機関が行う支援施策も紹介しています。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/sogyo_shien.html



▼公益財団法人栃木県産業振興センター「起業・創業したい」

創業相談窓口や創業関連助成金、創業者対象のプログラムを照会する栃木県産業振興センターのホームページです。

<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/2/>



▼栃木県事業引継ぎ支援センター

栃木県事業引継センターでは栃木県後継者バンク制度を平成27年6月にスタートしており、「後継者バンク」に登録した創業を目指す起業家と後継者を求める企業・個人事業主を結びつけています。

<https://tochigi-hikitsugi.jp/>



※後継者バンクを活用するメリット

- ・販売先（顧客）や仕入先、店舗等の経営資源を引き継ぎ、創業のリスクを低く抑えられます。
- ・地域での知名度や経営ノウハウ、代々育まれてきた“のれん”など、目に見えない資産を引き継ぐことができます。
- ・事業に精通した事業主のアドバイスを受けながら創業することができます。

Memo

Memo

Memo

創業支援ワンストップ相談窓口設置中！

[https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/
sangyoritsushisuishinka/gyomuannai/2/3532.html](https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/gyomuannai/2/3532.html)

佐野市 産業政策課

TEL0283-20-3040 FAX 0283-20-3029



◆ハンドブックは令和6年2月現在の内容となっています。

詳細は各問い合わせ先にご確認ください。